# 「第三次上田市行財政改革大綱」の策定について

上田市の目指すべき将来像の実現に向け、第二次上田市総合計画(前期まちづくり計画)の計画期間に取り組むべき課題を明確にし、また、上田市版地方創生総合戦略や人口ビジョン等を踏まえ、市民の参加と協働のもと、これまでの行財政改革を継承しつつ不断の取組を図るため、「第三次上田市行財政改革大綱」を策定する。

#### 1 第二次大綱の検証について

- (1) 上田市では、平成 18 年 3 月の合併以来、新市建設の理念を実現するため、第一次上田市総合計画による政策・施策を推進するとともに、第一次及び第二次上田市行財政改革大綱に基づく改革を進めてきた。
  - ア 第一次上田市行財政改革大綱(推進期間:平成19年度~平成23年度)
  - イ 第二次上田市行財政改革大綱(推進期間:平成24年度~平成27年度)
- (2) 第二次上田市行財政改革大綱では、改革の体系として「行政サービスの改革」、「財政基盤の改革」、「経営体制の改革」に体系づけ、重点取組事項として 16 項目を掲げ、79 の個別項目(アクションプログラム)の改革に取り組んできた。
- (3) 第二次大綱において、個別項目 79 項目のうち、平成 27 年度末の目標に対する達成見込は、約 65% (51 項目) で、達成状況に応じた主な内訳は下記のとおり。
  - ア 概ね達成(終了予定)又はした項目:7項目(上下水道窓口業務の民間委託化、行政委員会委員報酬の見直し、公共施設白書の作成など)
  - イ 次期大綱、又は行政評価等の他の手法により引き続き取り組む項目:43項目(情報の共有化、窓口サービスの向上、行政評価制度の見直し、民間参入の推進、自主財源の確保、組織の見直し、公共施設のあり方の見直しなど)
  - ウ 新たな視点により取り組む項目:29項目(北陸新幹線開業を見据えた観光客の誘客、広域捕獲の推進、市民参加による図書館運営など)

### 2 第三次大綱の推進期間

平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間 (第二次上田市総合計画・前期まちづくり計画と同期間とする。)

# 3 第三次大綱の策定方針

合併後 10 年が経過する節目の中で、次期大綱の推進期間のあるべき姿を的確に捉え、下記の 視点において新たな行政需要に的確に対応するための、行財政改革の基本方針として策定する。

- (1) 合併特例債の終了(平成 32 年度)及び合併算定替による普通交付税の一本算定(平成 33 年度以降)に対応した持続可能な財政運営
- (2) 第二次総合計画における人口減少対策、健(康)幸(福)づくりなどの重点プロジェクトを実現するための取組み
- (3) 上田市版地方創生総合戦略 (期間:平成27年度~31年度)・上田市版人口ビジョンに示される施策方針の効果的・効率的な実現
- (4) 公共施設のあり方の見直し(コンパクトシティの構築による小さな拠点の創出とそれをつなぐネットワークのあり方)

# 4 大綱の体系(素案)

# ア 住み続けたいと思う行政サービスの改革

地域内分権、市民参加と協働、生活者起点を念頭に、行政と市民・民間とがどのように向き合って進んでいくのか、既存のサービス方法に係る見直しの方針をまとめます。

- (7) 市民参加と協働による自治の推進
- (イ) 市民と行政との情報共有化の推進
- (ウ) 業務の効率化・窓口サービスの利便向上
- (I) 民間活力の導入促進

#### イ 支える財政基盤の改革

将来にわたり安定的かつ持続可能な財政基盤の確保に向け、効率的な財政運営に資する取組の方針をまとめます。

- (ア) 公共施設のあり方の見直し
- (イ) 健全な財政基盤の維持
- (ウ) 市有財産の的確な管理と利活用
- (I) 受益と負担のあり方の見直し

# ウ 市民満足度を向上させる人・組織の改革

貴重な経営資源である「人(職員・組織)」のマネジメントの視点から、行政の仕組みに係る改革の方針をまとめます。

- (ア) 行政組織の見直し
- (イ) 人材育成と職員の意識改革
- (ウ) 行政評価の仕組み整備
- (I) 地域内分権による地域の自治の推進

# 5 アクションプログラムの策定

「大綱」の策定後、これに基づく取組項目・内容・目標設定等を示すとともに、その進捗管理を行うための「アクションプログラム」を別途策定する。

#### 6 策定後の進捗管理

ア 推進期間中においては、毎年度アクションプログラムの進捗状況を点検し、公表する。

イ 上田市行財政改革推進委員会に、アクションプログラムの進捗状況を報告し、意見を求める。

### 7 第三次大綱の策定体制

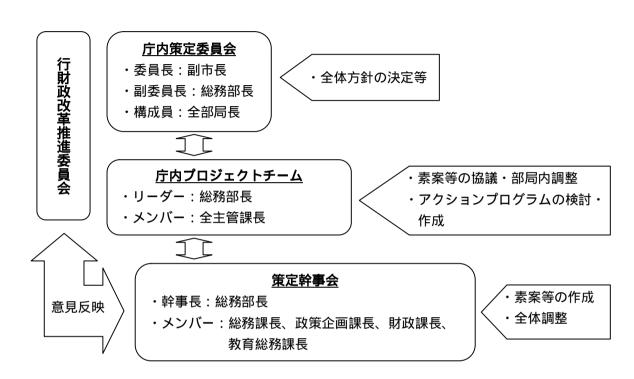
### ア 市民の参加と協働による策定体制

- (ア) 上田市行財政改革推進委員会に諮問し、意見を反映させながら協働で策定を進める。
- (イ) パブリックコメントを実施し、市民からの意見の反映を図る。

## イ 庁内の策定体制

(ア) 大綱策定に係る全体方針の決定等、全庁横断的な庁内組織として「第三次行財政改革大綱庁内策定委員会」(委員長:副市長、副委員長:総務部長、構成員:全部局長、事務局:行政改革推進室)を編成し対応する。

- (イ) 素案等の協議・部局内調整、アクションプログラムの検討・作成については、庁内 プロジェクトチーム(リーダー:総務部長、メンバー:全主管課長、事務局:行政改革 推進室)を編成し、全庁体制で策定に取り組む。
- (ウ) 素案等の作成、全体調整については、策定幹事会(幹事長:総務部長、メンバー: 総務課長・政策企画課長・財政課長・教育総務課長、事務局:行政改革推進室)を編成 し、全体をまとめる。



# 8 策定スケジュール

